

離婚と年金分割

最終回

事務所だより

第91号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

離婚という結論に至ったときに、財産分与とともに年金も分割できる制度があります。離婚による年金の分割についてご紹介いたします。

年金分割請求の必要書類

- 年金分割請求に必要な書類
- ①『合意分割』の請求手続きを行う、
 - ②『二号分割』のみの請求手続きを行う、
- の二通りがあり、それぞれの手続きに持参する書類は、共通のものもありますが、一部異なっています。

- ①『合意分割』の請求手続きの場合
どのような方法で年金分割するための按分割合を決

代表者名（事業所または法人の代表者）が最新のものとなっているか確認の上、修正の必要がある場合は、求人提出先のハローワークに事業所登録の変更手続きを行ってください。

4 会社の情報			
従業員数	450人	創 業	昭和 58 年
企業 体 制	50人	資 本 金	3,000万円
就業 場 所	25人	労働組合	あり
うち女性	3人		
うちパート			
事業内容	和食中心のお惣菜を販売するデリカショップ「△△△」を関東地区の百貨店、ショッピングセンターに出店しています。（30店舗）また、〇〇県△△市に食品加工工場があります。		
会社の特色	当社の商品は幅広い年齢層の方に支持され、今年も3店舗を新規出店しました。入社時には当社独自の教育研修プログラムを金銭が豊潤、安全安心の食品衛生と接客で高い評価をいただいております。		
代表取締役	春和 久	法人番号	0123456789012

「解雇の金銭解決制度」の議論

厚生労働省の検討会の一つに「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」があります。

この検討会は、平成二十七年十月二十九日「透明かつ公正・客観的でグローバルにも

通用する紛争解決システム等の構築に向けた議論を行うこと」を目的に設置され、今回十三回の会合が開かれました。今回も第十二回会合に引き続き「解雇無効時における金銭救済制度の在り方とその必要性について」を議題とし、次の検討事項が挙げられました。

- 一、全体像・解雇された労働者の保護を図る観点から、労使双方の予見可能性を高めるとともに、労働者の選択肢を増やす方向とすることについて、どう考えるか。
- 二、法的枠組み・解雇無効時の金銭救済制度として、どのような方法があり得るのか。
- 三、解雇無効時の金銭救済制度として、例えば、仮に次のような仕組みを考えた場合に、解雇された労働者の保護の観点から、どう考えるか。
- ①過去の検討を踏まえた仕組み・解雇が無効であるとする判決を要件とする金銭救済の仕組み
- ②解雇を不法行為とする損害賠償請求の裁判例を踏まえた仕組み・解雇を不法行為と

する損害賠償請求の裁判例が出てきていることを踏まえた金銭救済の仕組み

- ③実体法に権利を創設する仕組み・実体法に労働者が一定の要件を満たす場合に金銭の支払を請求できる権利を置いた場合の金銭救済の仕組み
- 四、使用者からの申立・使用者申立については、労働者申立の基本的な枠組みの検討を踏まえつつ、労使双方の予見可能性を高めるとともに、労働者保護を図るという観点から、どのような仕組みが検討できるか。

金銭解雇が合法化されてしまつのか、今後の議論が注視されます。

三月の労務手続「提出先・納付先」

- 十日
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
 - 「公共職業安定所」
 - 労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
 - 「労働基準監督署」

は、次のもの

- ・運転免許証、パスポート、顔写真付きの住民基本台帳カード、印鑑＋印鑑登録証明書のうち、いずれか一つ
- 当事者のどちらかが代理人を指定して、当事者及び指定された代理人が出向くとき、
- 当事者それぞれが指定した代理人二名が出向くときは、次のもの
- ・運転免許証、パスポート、顔写真付きの住民基本台帳カード、印鑑＋印鑑登録証明書のうち、いずれか一つ・パスポート
- ・あらかじめ当事者本人が署名し、印鑑登録された印鑑で捺印した「年金分割の合意書」
- ・委任状（年金分割の合意請求用）
- ・委任者の印鑑登録証明書

②『二号分割』のみの請求手続きの場合

当事者間の合意なしに年金事務所窓口に出向いて請求手続きを行うことができます。必要書類は、次のとおりです。

(A) 窓口に出向く方の本人確認書類としていずれかのも

十五日まで
○所得税の確定申告受付

「税務署」

三十一日

○健保・厚生保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

「公共職業安定所」

編集後記

毎年、この時期に社会保険や雇用保険に関する重要改正事項が盛り込まれた法律案が、国会（常会）に提出されています。先送りされた労働基準法の一部を改正（改悪?!）する法律案もいつ成立するのか、日々気掛かりです。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・FAX 075-611-5300
e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

の

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・顔写真付きの住民基本台帳カード
- ・公的機関発行の顔写真付きの身分証明書
- ・健康保険証十年金手帳
- ・健康保険証十年金証書
- ・請求者の年金手帳または基礎年金番号通知書
- 請求者の認め印（浸透印ネーム印は不可）
- 当事者間の婚姻期間等が記載されて戸籍謄本
- 請求日前1か月以内に交付された当事者の生存を証明することができる書類（戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し）
- 事実婚姻期間がある場合は、事実婚姻関係を明らかにできる書類

年金分割の請求期限

年金分割は、いつでも、いつまでも可能なわけではありません。

原則として、

- ①離婚をしたとき、
- ②婚姻の取り消をしたとき、
- ③事実婚姻関係にある人が国民

産業医の存在に関する検討委員会から

平成二十七年九月より計七回「第一〇〇回労働政策審議会安全衛生分科会」が開催され、産業医制度等に係る省令改正についての要綱案が示されました。

近年、過労死対策やメンタルヘルス対策、疾病・障害がある等の多様化する労働者の健康確保対策の重要性が増す中、産業医に求められる役割等が変化し、産業医が対応しなければならぬ業務が増加しています。このような背景から、産業現場のニーズを踏まえつつ、産業医の位置づけや役割などを検討しまとめます。

産業医制度について

産業医とは、事業場において労働者の健康管理等を指導・助言する医師のことです。労働安全衛生法で一定の規模の事業場に産業医の選任が義務付けられています。産業医は、

合を決定した後、分割手続き前に当事者の一方が亡くなった場合は、死亡日から一か月以内に限り分割請求することができます。この場合も、年金分割の割合を明らかにできない書類の提出が必要です。

ただし、特例として次に該当した場合は、その日の翌日から起算して一か月以内に限り分割請求することができま

す。

①離婚から二年を経過するまでに審判申立を行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の一か月以内に審判が確定した。

②離婚から二年経過するまでに調停申立を行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の一か月以内に調停が成立した。

③按分割合に関する附帯処分を求める申立てを行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の一か月以内に按分割合を定めた判決が確定した。

④按分割合に関する附帯処分を求める申立てを行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の一か月以内に按分割合を定めた和解が成立した。

なお、分割のための合意または裁判手続きによる按分割

書類不備の場合、請求書が受付されません。書類の再入手等で分割請求期限に間に合わないことも予想されます。「請求を忘れていた。」「忙しくて今まで手続きができなかった。」「前回請求に来たときに書類の期限が切れると言われなかった。」などの理由であっても受け付けはされません。

年金分割の請求期限切れにならないように、請求手続きを行う際は余裕をもって行ってください。

(注) 事実婚関係にある当事者が婚姻の届出を行い引き続き婚姻関係にあったが、その後①または②の状態に該当した場合、①または②に該当した日の翌日から起算して二年を過ぎると請求できません。



平成二十九年雇用保険料率引き下げについて

失業等給付の雇用保険料率を平成二十八年度の雇用保険料率から引き下げるための法改正として、平成二十九年一月三十一日に雇用保険法等の一部を改正する法律案が国会に提出されました。

	一般の事業	農林水産・清酒製造業	建設業
雇用保険料率	9/1000	11/1000	12/1000
失業等給付に係る保険料率	6/1000	8/1000	8/1000
(うち労働者負担)	3/1000	4/1000	4/1000
(うち事業主負担)	3/1000	4/1000	4/1000
雇用保険二事業に係る保険料率(事業主負担)	3/1000	3/1000	4/1000

法律案が国会で成立すれば次の表のとおり決定し、平成二十九年四月一日施行となる予定ですが、国会での審議スケジュールは未定です。

そのほかに、雇用保険法等の一部を改正する法律案の主な内容は次のとおりです。

- ① 倒産・解雇等により離職した者の所定給付日数の引上げ(平成二十九年四月一日施行)
 - ② 三十〜三十五歳未満
九十日・百二十日
三十五〜四十五歳未満
九十日・百五十日
賃金日額の上・下限額等の引上げ(平成二十九年八月一日施行)
 - ③ 専門実践教育訓練給付の給付率の引上げ
費用の最大六十％・七十％(平成三十年一月一日施行)
 - ④ 育児休業給付の支給期間の延長(平成二十九年十月一日施行)
- 保育所に入れない場合等一歳六ヶ月まで・二歳まで

の調査及び再発防止のための措置に関すること

そのほか、労働安全衛生規則第十五条において、産業医は少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、作業方法または衛生状態に有害なおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならぬ、と定められています。

要綱案の概要

今回、分科会においてまとめられた内容は、次のとおりです。

一、産業医の定期巡視の頻度の見直し

少なくとも毎月一回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、事業者から毎月一回産業医に所定の情報が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも二か月に一回とすることを可能とする。

イ、衛生管理者が少なくとも毎週一回行う作業場等の巡視の結果

□、イに掲げるもののほか、

衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

二、健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要となる情報の医師等への提供

事業者は、各種健康診断の有所見者について医師等が就業上の措置等に関する意見具申を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を当該医師等から求められたときは、これを提供しなければならないこととする。

三、長時間労働者に関する情報の産業医への提供

事業者は、毎月一回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が一月当たり一〇〇時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないものとする。



アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

本年3月分(4月納付分)からの協会けんぽ保険料率について

(京都府の場合)

本年3月分からの保険料率が変わります。健康保険料率は〇・〇一%引き下げとなりました。

一方、介護保険料率は〇・〇七%引き上げとなり、以上六十五歳未満の方は実質負担増となっています。

健康保険料率

現行

10.00%

平成29年3月分
4月納付分)から

9.99%

介護保険料率

現行

1.58%

平成29年3月分
4月納付分)から

1.65%